

放送大学リメディアル教育委員会規程

平成30年3月28日

放送大学規程第3号

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条に基づき、放送大学リメディアル教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、放送大学のリメディアル教育の在り方や自己学習サイトの運営方針等について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する教授又は准教授 1名
- 二 各コースの教授又は准教授 1名
- 三 学長が指名する学習センター所長 2名
- 四 その他委員長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総合戦略企画室において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。